# 群馬県「環境にやさしい買い物スタイル協力店」 登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会(以下「協議会」という)の活動において、環境にやさしい買い物スタイルの普及促進に協力する店舗(以下「協力店」という)の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

- 第2条 この要領において「小売事業者等」とは、群馬県内で小売業またはサービス業の事業活動を行う事業者若しくはこれら事業者等を構成員に持つ団体等をいう。
  - 2 登録の対象は、小売事業者等の県内の店舗とする。

(協力店登録の要件)

- 第3条 協力店登録要件は、次に掲げる項目を1つ以上実施することとする。
  - (1) レジ袋削減の取組

例

- マイバッグ使用のポスター掲示や声かけ
- マイバッグ使用者へのサービス提供
- 繰り返し使用可能な買い物袋等の提供 等
- (2)(1)のほか、容器包装の使用の中止・削減又は簡易包装の励行例
  - ・レジ袋以外の容器包装の有料化
  - ・容器包装削減のためのサービス提供
  - ・商品の簡易包装の実施や声かけ 等
- (3) 容器包装店頭回収
- (4) 使い捨てプラスチック製品の使用削減の取組

例

- ・使い捨てのプラスチック製スプーン、フォーク、ストロー等の無償 提供の中止、有料化、提供の抑制(希望者のみ配布するなど)
- ・ポスター等の掲示による啓発活動の実施 等
- (5) 食品ロス削減の取組

例

・賞味期限が迫った商品の値引き・加工販売

- ・賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけ
- ・閉店間際における値引き販売
- ・量り売り、ばら売り、少量パック等による販売
- ・食品廃棄物のリサイクル(賞味期限・消費期限切れの食品の飼料化・ 堆肥化等)
- ・ポスター等の掲示による啓発活動の実施
- ・フードバンク、子ども食堂への未利用食品の提供 等
- (6) 環境ラベル商品の率先販売
- (7) 地産地消商品コーナーの設置
- (8) その他環境にやさしい買い物スタイル普及促進の取組

# (協力店登録の申込み)

- 第4条 協力店登録の申込みを行う小売事業者等は、別記様式第1号「環境に やさしい買い物スタイル協力店申込書」を協議会会長に提出するものと する。
  - 2 群馬県環境GS認定事業者において、「レジ袋削減」を含めた取組で認 定を受けている場合は、前項の手続きについて省略することができる。

### (協力店の登録)

第5条 協議会会長は、前条の規定により申込書の提出があった場合は、その 内容を審査し、適当と認めたときは、協力店として登録し、協力店であ ることを示す協力店登録ポスター等を送付するものとする。

#### (協議会ロゴマーク)

第6条 協力店は協議会が定めたロゴマークを使用することができる。

#### (協力店の努め)

第7条 協力店は、行政(県・市町村)及び消費者団体と連携し、第3条で示す取り組みを積極的に実施し、環境にやさしい買い物スタイル普及促進に努めるものとする。

#### (協議会の役割)

第8条 協議会は協力店の取組が広く県民等に周知されるように積極的に広報 活動に努めるものとする。

#### (登録内容の変更)

第9条 小売事業者等は、登録した内容に変更があった場合は、別記様式第2 号「環境にやさしい買い物スタイル協力店変更届出書」を協議会会長に 提出するものとする。

#### (協力店の辞退)

第10条 小売事業者等は、登録を辞退する場合は、別記様式第3号「環境に やさしい買い物スタイル協力店辞退届」を協議会会長に提出するものと する。

#### (登録の抹消)

- 第11条 協議会会長は、協力店が要件を満たしていないと判断したときは、 登録を抹消することができる。
  - 2 登録された店舗の閉店に係る第9条の変更届出書または前条の辞退届 が提出された場合は、登録を抹消されたものとする。
  - 3 前2項により登録を抹消された協力店は、速やかに協議会作成の協力 店登録ポスター等の掲出等を止め、協議会に返還しなければならない。

## (その他)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、協議会により決定するものとする。

## 附則

- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年3月8日から施行する。
- この要領は、令和2年7月31日から施行する。